

(株) CLOVER

クローバーデイサービス

重要事項説明書

○ クローバーデイサービスの責任者

管理者 杉浦 夏貴

1 デイサービスの概要

① 施設の名称・所在地

名称	クローバーデイサービス
所在地	岡崎市日名本町 5-22
送迎対象地域	岡崎市全域

② 職員体制

管理者：1名(常勤兼務、機能訓練指導員と兼務)

生活相談員：3名(常勤1名、非常勤兼務2名、2単位目と兼務)

介護職員：3名(常勤兼務1名、非常勤兼務3名、2単位目と兼務)

機能訓練指導員：3名(常勤兼務2名、非常勤勤務1名、2単位目と兼務、内1名管理者と兼務)

看護師：2名(非常勤兼務2名、2単位目と兼務)

③ 営業時間

営業日：月曜日～金曜日(祝日営業)

サービス提供時間：09時00分～12時10分(午前の部)

13時30分～16時40分(午後の部)

土日はお休みです。ゴールデンウィーク、お盆、お正月は連休を頂きます。

2 提供するサービス内容

通所介護計画書に沿って、必要な介護支援等を行います。

- ① 個別機能訓練、口腔機能訓練、マシントレーニング
- ② 日常生活動作訓練
- ③ 健康管理(バイタル、服薬状況の確認)
- ④ 送迎(玄関から玄関までサポート致します。)
- ⑤ リラグゼーション

3 サービスの利用開始方法

お客様と直接ご契約を結び、担当者会議等でサービスの方向性や目標などの情報共有した後、ケアプランに沿って通所介護計画を作成致します。介護計画書に同意いただき、サービスの提供を開始します。

初回利用時に介護保険証、負担割合証、服薬情報のご提出をお願いします。内服薬の変更があった場合は随時お知らせください。

4 健康上の理由によるサービスの中止

- ① 風邪、病気や感染症の疑い(発熱・嘔吐・下痢症状がある場合)の際には、サービスの提供をお断わりすることがあります。同居家族様が感染症を患っている場合も、利用を控えていただきます。
- ② 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。(発熱や血圧等が異常に高い場合・意識障害が出現した場合)その場合、緊急連絡先のご家族へ連絡の上、適切に対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族へ連絡の上、適切に対応します。原則として施設より医療機関への受診を伝えた場合は、ご家族でかかりつけ医への受診対応をお願いします。

※サービスを中止した場合、同月内であれば振替利用することができます。ただし定員に空きがあり、かつ送迎ができる場合になります。

5 緊急時の対応

サービスの提供中に心身状態の変化等(病状の急変)があった場合

- ① 緊急連絡先ご家族への連絡し、帰宅などの対応を致します。病院受診はご家族でお願いいたします。
- ② 重篤な症状が確認された場合は、救急車を要請します。(緊急時は119医療情報伝達カードを使用させていただきます。原則、職員は救急車に同乗は致しかねますのでご了承ください)
- ③ 担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)へ、連絡と報告をいたしますのでご了承ください。

6 サービスの利用終了について

- ① お客様が正当な理由なくお休みを繰り返された場合、サービスを終了させていただきます。
(不定愁訴や慢性的な身体の痛みは正当な理由とはなりませんのでご注意ください。)
- ② お客様のご都合でサービスを終了する場合には、サービスの終了する日の1週間前までにご連絡下さい。
- ③ やむを得ず、当施設の都合でサービスを終了させていただく場合がございます。
その場合には、終了1ヶ月前までにお知らせいたします。
- ④ 自動終了

下記の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合。
 - ・介護保険給付でサービスを受けていただいたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
 - ・お客様がお亡くなりになった場合、若しくは被保険者資格を喪失したとき。
- ⑤ その他
 - ・入院もしくは病気等により長期(約1ヶ月以上)にわたってサービスの利用ができない状態であることが明らかになった場合は、サービスを一旦休止とさせていただきます。
 - ・お客様の病状・心身状態等が著しく悪化し、当施設での介護サービスの提供では適さないと管理者が判断した場合。
 - ・お客様やご家族などが他利用者様や職員に対して、サービスを継続しがたいほどの背信行為(暴言・暴力や様々なハラスメント行為)を行った場合。
 - ・お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延した場合(やむを得ない事情は応相談)。

7 利用料金（岡崎市は1単位10.27円です）

（1）報酬単位

① 予防専門型通所サービス

要介護度		単位	料金 (1割負担の場合)
要支援1	月5回以上利用で	1942単位	1994円
	1回あたり	471単位	約484円
要支援2	月9回以上利用で	3911単位	4017円
	1回あたり	483単位	約496円

※口腔機能訓練を受けられる場合は、口腔機能向上訓練加算が別途月150単位かかります。

② 通所介護(地域密着型通所サービス)

要介護度	1日あたりの単位	自己負担額 (1割負担の場合)
要介護1	531単位	約545円
要介護2	598単位	約614円
要介護3	665単位	約683円
要介護4	730単位	約750円
要介護5	798単位	約820円

※個別機能訓練加算込みの単位と料金です。

※口腔機能訓練を受けられる場合は、別途150単位（2回まで）かかります。

（2）算定加算について

① 要介護認定の方

加算項目	単位	要件
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	1日あたり76単位	専ら機能訓練指導員の職務に従事する柔道整復師・按摩マッサージ指圧師・看護職員等を2名以上配置。

口腔機能向上加算(Ⅰ)	1 回につき 150 単位 (月 2 回まで)	看護師（言語聴覚士、歯科衛生士も可）を 1 名以上配置。口腔機能向上計画に従い、看護師が口腔機能向上訓練を行うこと。
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	介護報酬総単位数× サービス別加算率 8%	介護職員等の賃金等の改善を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定事業者が、利用者に対し所定の単位数に加算する。

②予防専門型（要支援認定の方）

加算項目	単位	要件
口腔機能向上加算(Ⅰ)	1 回につき 150 単位	看護師（言語聴覚士、歯科衛生士も可）を 1 名以上配置。口腔機能向上計画に従い、看護師が口腔機能向上訓練を行うこと。
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	介護報酬総単位数× サービス別加算率 8%	介護職員等の賃金等の改善を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定事業者が、利用者に対し所定の単位数に加算する。

（３） その他自己負担となるもの

オムツ代(紙パンツ：１５０円 リハビリパンツ：２００円 パット：５０円)

（４） お支払方法

原則、銀行口座引き落としでのお支払いとさせていただきます。

毎月１５日頃に前月分の請求書を発行、２７日にご指定の銀行口座から引き落としさせていただきます。

８ 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。虐待防止に関する責任者は管理者です。
- ② 成年後見人制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

９ ハラスメントの防止対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- １） 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ばれそうになった）行為
- ２） 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ３） 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- ① ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ② 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ③ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約などの措置を講じます。

10 業務継続に向けた取り組みについて

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体勢で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な研修及び訓練を定期的に講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 当施設の通所介護サービスの特徴

(1)運営方針

- ① お客様が、ご自宅において自立した日常生活が営めるよう、支援致します。
- ② お客様のご意志及び人格を尊重したサービスの提供を致します。
- ③ お客様の痛みや日常生活でのお悩みを改善致します。

(2)サービスの利用にあたっての留意事項

- ① ご自身の脚で立つ・歩くことの大切さを実感していただきます。施設内では転倒に十分配慮致しますが、活動性を向上するためには転倒するリスクも高まる事を十分にご理解下さい。
- ② お客様が体調不良の場合(不機嫌な状態等)、スタッフへ遠慮なくお申し出ください。
- ③ 金銭及び貴重品の管理は自己管理でお願い致します。多額の現金の持ち込みは禁止です。サービスに必要なもの以外は持ちにならないようお願い致します。
- ④ 自宅から食べ物の持ち込みは感染症対策の一環として禁じております。ご自分用の水分を水筒やペットボトル等で持参されるのは許可していますが、他者には勧めないようお願い致します。
- ⑤ お客様同士での物々交換は固く禁じております。
- ⑥ もしも衣類が汚れてしまった場合は、自尊心に配慮しつつ着替えていただくなどの対応を致します。

12 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施しておりません。

13 当施設の非常災害対策

- ① 災害時の対応：当施設の対策規定に基いた対応を致します。
- ② 防災設備：SECOM 火災警報器、非常通報設備(消防署直通)

- ③ 防災訓練：年2回実施
- ④ 防火責任者：杉浦 聖人

14 サービス内容に関する相談・苦情の窓口

① 当施設の相談窓口

- ・ご利用者相談担当者：北浜 智子 電話 0564-24-4284
- ・苦情受付担当者：杉浦 夏貴 電話 090-1783-1599

② その他

当施設以外に、町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

(ア) 岡崎市役所 介護保険課：電話 0564-23-6682 FAX 0564-23-6520

(イ) 愛知県国保連合会 苦情相談室：電話 052-971-4165 FAX 052-962-8870

本書面を用いて、重要な事項についての説明を行いました。

事業者

【事業者名】 (株) CLOVER
 クローバーデイサービス
 (介護保険事業者番号 第 2392100893 号)

【住 所】 愛知県岡崎市日名本町 5-22

【管 理 者】 杉浦 夏貴

令和 年 月 日

利用者

- ☐ 私は本書面により、
事業者から通所介護についての重要な事項の説明を受け同意、了承しました。

【本人氏名】

【代筆者氏名】